

令和3年7月15日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 3 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 3 年 7 月 1 5 日 (木) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	1 番	大崎 正男 君	3 番	岡本 幸子 君
	4 番	吉弘 功 君	5 番	原田 淳一 君
	6 番	中元 茂雄 君	7 番	勝本 澄人 君
	8 番	槇本 正男 君	9 番	岩政 幸人 君
	1 0 番	寺西 久美子 君	1 1 番	鈴木 喜義 君
	1 2 番	齋藤 貴之 君	1 3 番	宮本 三雄 君

4 欠席委員 2 番 下土井 進 君

5 説明のため出席した者

事務局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|----------|--|
| 議案第 58 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 59 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 60 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 61 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 62 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 63 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について |

第13回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君 それでは、ただ今より第13回の農業委員会の総会を開会いたします。
- 出席委員は、13名中、下土井委員が電話で欠席という連絡をいただいておりますので、12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
- 議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
- 会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、下土井委員がおりられないので、岡本委員と吉弘委員にお願いいたします。
- 次に、会期についてお諮りいたします。
- 本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
- （異議なしの声あり）
- 異議なしと認めます。
- よって会期は、本日一日限りと決定いたします。
- 議長 宮本君 それでは、議事に入ります。
- 議案第58号を上程します。
- 事務局の説明をお願いいたします。
- 局長 下前君 議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人（田 1, 574㎡ 畑 2, 054㎡）から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
- 令和3年7月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
- 調書につきましては、松村次長が説明いたします。
- 次長 松村君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
- 整理番号1番でございます。
- 申請地は、●●●番● 地目 田 面積211㎡ 外5筆 合計田1, 574㎡ 畑 2, 054㎡です。
- 利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。
- 受人は、定年を機に、遠隔地より申請地に隣接する売家を購入し移住し、営農により生活の安定を図るものです。
- 渡人は、受人の要望に応じるものです。
- 取得前の経営面積はなく、取得面積3, 628㎡が経営面積となります。
- 申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約1.9kmの

距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

整理番号1番ですが、先日7月2日に事務局の皆さんと●●さん、●●さん、また最適化委員さんと現地で調査をいたしました。これは家と土地とが一緒になってこの度動くもので、農地も3,628平米と3反クリアしておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号1番 議案第58号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第58号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第59号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人(畑 173㎡)から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和3年7月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(4条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 173㎡です。

利用状況は休耕です。

申請人は、隣接地を塾の敷地として貸しており、この度、塾の敷地を拡張及び駐車場として整備し貸し付けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ800mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番については、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

今、事務局のほうから説明がありました通り、土地の説明がございましたが、いろいろ許可基準とも、関係農業委員3名、それから現地の確認の関係で1人の最適化推進委員の方々が現地を詳細に調査しました結果、何ら問題ございませんので、ひとつ皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番 議案第59号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第59号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第60号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外4名(田 6,693㎡ 畑 3,763㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を

求めます。

令和3年7月15日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1)

整理番号1番でございます。

説明の前に調書の訂正がございます。備考欄に第2種農地と記載しておりますが、第3種農地の間違いでございます。併せて、第1種住居地域の記入もお願いいたします。お詫び申し上げますとともに、訂正をお願い申し上げます。それではご説明いたします。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積855㎡です。

受人は、●●に在住する会社員で太陽光発電事業に投資し、売電収入を見込みパネル設置面積438.69㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ3.2kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積50㎡ 外1筆 合計 田50㎡ 畑 143㎡です。

受人は、●●に本店を置く不動産業を営む法人で、隣接地に建売住宅を建設するにあたり、進入路を建設するものです。

渡人は、近接地に居住し、受人の要望に応じ譲り渡すものです。残地については分筆し、渡人が畑として利用するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ840mの距離にある、●●から東へ90mに位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地内にある農地であり、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第1項4号の集落接続に該当し、許可の対象となるものです。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして整理番号3番でございます。

申請地は、●●番● 地目 田 面積1,664㎡外1筆 合計 田4,195㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積1,928.48㎡、発電出力249.9kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ2kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-4)

続きまして整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積2,355㎡ 外1筆 合計 畑 3,620㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積1,544.75㎡、発電出力249.9kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ1.3kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-5)

続きまして整理番号5番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,593㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積499.32㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人も、●●で太陽光発電事業を営む法人です。

本案件は、渡人に令和2年4月28日付、柳農委205-2号で農地法第5条の転用許可が出されたものですが、この度、受人に対する事業継承ということで、事業計画変更承認申請書が提出されており、転用許可申請も新規に提出されたものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ2.5kmの距離にある、●●の突き当りに位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号5番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1 立地基準」「2 一般基準」について審査した結果適当と考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議願います。

整理番号1番については、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

7月2日に関係農業委員3名と最適化推進委員1名で現地を確認しました。現地は●●のすぐ北西でございまして、一応、現地とも許可基準を全部調べてみましたら、何ら問題ございませんし、適当というふうに思っておりますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

7月の5日に関係農業委員及び最適化推進委員の方と現地を調査いたしました。第1種農地であります。集落接続ということで、また、住宅建設のための進入路建設のための転用ということでありますので、何ら問題ないということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

ただ今、事務局より説明があった通りで、7月5日に委員さんと現地確認をしまして、隣接地においては耕作してなくて、耕作地に一番近いのは私ぐらいなので何ら問題ないと思っております。よろしくお願いします。

議長 宮本君

整理番号3番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号4番から5番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君 整理番号4番ですが、7月2日に事務局の皆さんと関係委員で現地を視察いたしました。回りは荒廃地ですべて耕作地はない場所ので何ら影響はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

整理番号5番ですが、これも7月2日に、同じ日に現地を確認にまいりました。これは前の会に一回承認いただいた物件ですが、施工業者が変更になったことで再申請があったことで、これも何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号4番から5番につきまして、他に質問はございませんか。
(質疑なしの声あり)
整理番号4番から5番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、整理番号1番から5番 議案第60号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第60号については、可決・承認いたします。

議長 宮本君 この5条は、ものすごい、ぼんぼん太陽光は出てくるんですが、なかなか地元の太陽光発電の隣の田んぼといろいろなことがあると思うんですが、太陽光発電は基準を満たしていれば農業委員会は拒否することができん訳なんですよね。なかなか、向こうはぼんぼん出てくるし、そんとに文句を言うならやらさんという訳には、農業委員会はいかん訳なんです。極力、その施工業者には隣ともめんように、問題ないようにしてくださいということで、事務局としては取り扱っている訳なんです。今からもどんどんこういう件は、太陽光は増えてくると思うんで、その辺、委員さんにもよろしくお願いいたしますと思います。

8番 榎本君 これはね、今の法律じゃったら通すしかない。前、1回説明に行ったことがあります。文句言うてくるのがあります。覚悟しちよったほうがいい。

議長 宮本君 そういうことで進めていくしかないと思いますので、国の方針ですのでしょうがないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 続きまして議案第61号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします

局長 下前君

議案第 6 1 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、この会の意見を求めます。

令和 3 年 7 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。

市長より、令和 3 年 7 月 1 5 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。3 件、4 筆、8, 8 4 1 m²の更新新規・新規の利用権の設定でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

議案第 6 1 号についてご審議をお願いいたします。

質疑は、ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、議案第 6 1 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 6 1 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第 6 2 号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第 6 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和 3 年 7 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より、令和３年７月１５日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議を願います。
何か質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了して、議案第６２号について、原案のとおり可決・承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第６２号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第６３号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規程により議事参与が制限されますので、●●委員、●●委員は議事に参与しないこととします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第６３号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和３年７月１５日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。

市長より、令和３年７月１５日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本配分計画案の決定後、議案第 6 2 号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
何か質疑は、ございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、議案第 6 3 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 6 3 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。
(閉会 午前 9 時 3 0 分)